

.....

午前１０時５５分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、７番議員の一般質問を許します。７番腰山良悦君。

○７番（腰山良悦君） ７番腰山良悦です。通告に基づきまして、大学による町創生について質問いたしたいと思います。よろしくお願いします。

町は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、少子高齢化や人口減少、農林漁業の振興、空き家対策など数多くの課題に取り組まれ、それなりの効果が現れている部分もあるが、まだまだ十分だとは言えないと思います。

そこで、これらの課題に取り組むために大学サテライトキャンパスを誘致し、連携することにより、若者の流出を防ぎ、町の活性化、人口流入、産業の振興、教育の向上など創生を図れるのではないかと思うが、町長の考えを伺います。よろしくお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの７番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 腰山議員のご質問にお答えいたします。

腰山議員ご指摘のとおり、町は、少子高齢化や人口減少、農林漁業の人手不足、空き家対策など多くの課題に直面しており、これらの課題解決のため、様々な施策を展開しているところであります。

ご提案の「大学キャンパスの誘致」につきましては、教育・文化水準の向上や産業振興、人材育成、地域コミュニティの活性化など、様々な効果が期待されるものと認識しております。

一方、全国的に少子化が進んでいることに加え、町は大学に対し、学生確保に関する支援や土地等の無償貸与、学生の研修や実習先の確保のほか、設置・運営経費の負担を継続的に行う必要があるなど、難しい課題も多くあると考えております。

このため、町としましては、「大学キャンパスの誘致」を図ることは相当に困難と考えますが、まずは、大学誘致を行った市町村の事例等を参考にしながら、その可能性について研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） ７番議員、再質問ありませんか。７番腰山良悦君。

○７番（腰山良悦君） ただいま町長の考えを伺ったわけなんです、確かに非常にこう

実現するには難しい面が多々あると思います。しかしながら、ただ考えていてそれだけでやらないということは、やはり何と言いますか、先が見えないと言いますか、できればやはりもう少し積極的にやるという姿勢でもって考えてもらいたいと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの7番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 腰山議員のご質問にお答えいたします。

まあなかなか財政的な課題もありまして、私もその誘致に関しては非常に多くの課題もあるといったところがございます。そしてまた、町としては何もやらないというわけではなくて、先ほどの答弁と繰り返しになりますけども、実際に誘致している市町村もありますので、そういったところの事例をまずは参考にしながら、できるか、できないか、そういった可能性についてまずは研究したいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 7番議員、ほかに質問ありませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） 是非とも町長の若さと行動力でもって頑張ってくださいと思います。

いずれにせよ、この大学キャンパスを設置するということは、いろんな面で町の活性化にも先ほど言ったように結びつきましたし、いろんな面で今まで以上の効果が表れると思います。そういう点で前向きに頑張ってくださいと思いますので、どうかひとつお願いして、簡単ですが、これで質問を終わります。どうもありがとうございます。

○議長（皆川鉄也君） これで7番議員の一般質問を終了します。

追加日程第1、議案第96号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内農林振興課長。

○農林振興課長（堀内和人君） 議案第96号についてご説明いたします。

議案第96号、工事請負契約の締結について。

令和5年12月6日に指名競争入札に付した「林道施設災害復旧事業 池の台線1号・2号箇所施設災害復旧工事」について、下記のとおり請負契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1. 契約の目的です。林道施設災害復旧事業 池の台線1号・2号箇所施設災害復旧工事

2. 契約金額です。1億2,452万円。

3. 契約の相手方です。秋田県山本郡八峰町八森字和田表121 大森建設株式会社
八森本店本店長 大森弘さんです。

4. 支出項目です。令和5年度一般会計 11款災害復旧費 2項農林水産業施設災害
復旧費 1目林道施設災害復旧費

令和5年12月15日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由でございます。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第96号について質疑を行います。質疑ありませんか。
11番山本優人君。

○11番（山本優人君） これ1号・2号とあるということは、2カ所に分かれているのを一括で入札したのかという点とですね、あそこは水道管も、水道管ってあったか、あれ何だ、管も走ってらんでねがったつけ。入ってない。

（「池の台線だよ」と呼ぶ者あり）

○11番（山本優人君） 全く違うの、これ。失礼しました。場所、具体的に場所分かるように説明してください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、工事箇所、あるいはその1号・2号の区別あるのか、そこら付近、詳しくご説明をお願いします。堀内農林振興課長。

○農林振興課長（堀内和人君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

場所としましては、八森字物見、大森建設さんよりもうちょっと北側に行った林道となります。で、箇所1号・2号箇所とありますのは、その林道の中の手前を1号、奥を2号という形で査定は2つ受けてるんですが、合併して発注しております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第96号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

追加日程第2、議案第97号、令和5年度八峰町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村副町長。

○副町長（田村 正君） それでは、議案第97号、令和5年度八峰町一般会計補正予算（第8号）についてご説明いたします。

令和5年度八峰町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,289万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億8,999万8,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

令和5年12月15日提出

八峰町長 堀 内 満 也

このたびの一般会計補正予算（第8号）につきましては、物価対応重点支援地方創生臨時交付金のうちの推奨事業メニュー枠の事業費を追加するものでございます。

はじめに、この推奨事業メニュー枠として実施する5つの事業についてご説明したいと思います。

なお、タブレットの方に説明資料を掲載してございますので、そちらをご覧くださいいただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、まず1つ目の事業につきましては、住民税課税世帯に対して物価高騰の負担軽減を図るため、町内事業所等で利用できる1万円分の地域商品券を発行する事業でございます。

2つ目は、住民税非課税世帯であれば低所得世帯支援枠事業に該当しまして7万円の支給を受けることになるのでございますが、住民税非課税世帯であっても住民税が課税

されている人の扶養親族となっている場合は対象外となります。この対象外となる住民税非課税世帯を支援するために推奨事業メニュー枠を活用して7万円を支給するという事業でございます。

3つ目は、離職等により家計が急変し、住民税非課税相当なった世帯を支援する事業でございます。

4つ目は、県との協調事業で障がい者支援施設等を支援する事業でございます。

5つ目は、これも県との協調事業で介護保険施設等を支援する事業でございます。

それでは、議案書の方の6ページ・7ページの方に戻っていただきたいと思います。

まず歳入でございますが、15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節総務費補助金につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうちの推奨事業メニュー枠に対する国からの交付金ということで、3,143万1,000円を追加するものでございます。

次に、16款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金につきましては、県との協調事業分として介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金132万円、それから障がい者支援施設等物価高騰対策事業費補助金として14万4,000円、合わせて146万4,000円を追加するものでございます。

歳入は以上でございます。

続きまして歳出をご説明いたします。

8ページ・9ページをお開きください。

はじめに、2款総務費1項総務管理費6目企画費につきましては、住民税課税世帯に対して物価高騰の負担軽減を図るため、町内事業所等で利用できる地域商品券を発行する事業分を計上しておりまして、まず10節の需用費のうち消耗品につきましては、事務用品等として3万円、印刷製本費につきましては、商品券を郵送する際の封筒印刷代として13万円、合わせて16万円の追加でございます。

11節役務費につきましては、商品券の郵送代として通信運搬費111万6,000円を追加するものでございます。

12節委託料につきましては、1万円分の地域商品券を1,800世帯分として1,800万円の追加をして、商品券の印刷及び換金に係る手数料として150万円追加し、合わせて八峰町物価高騰対策商品券発行等業務委託料として1,950万円を追加するものでございます。

次に、3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費につきましては、扶養親族の関係で低所得世帯支援枠で対象外となった住民税非課税世帯と、離職等により家計が急変し、住民税課税相当になった世帯へ 7 万円を支給する事業を計上しておりまして、まず 10 節需用費につきましては、消耗品としては事務用品費等を 1 万円、印刷製本費につきましては、確認書等を郵送する際の封筒印刷代として 1 万 5,000 円、合わせて 2 万 5,000 円の追加でございます。

11 節役務費のうち通信運搬費につきましては、確認書等の郵送代として 1 万 2,000 円、手数料につきましては、口座振込手数料として 1 万 6,000 円、合わせて 2 万 8,000 円を追加するものでございます。

18 節負担金補助及び交付金につきましては、低所得世帯支援枠の対象外分として 125 世帯分と、離職等により家計が急変した世帯分として 5 世帯分、合わせて 130 世帯を見込み、1 世帯 7 万円を支給することから、価格高騰重点支援補助金、推奨事業枠を 910 万円追加するものでございます。

3 目障害福祉費につきましては、県との協調事業で障がい者支援施設等を支援する事業分を計上しておりまして、まず 10 節需用費につきましては、事務用品等の購入費として消耗品費 3,000 円を追加するものでございます。

11 節役務費のうち通信運搬費につきましては、確認書等の郵送代として 1,000 円、手数料につきましては、口座振込手数料として 2,000 円、合わせて 3,000 円を追加するものでございます。

18 節負担金補助及び交付金につきましては、障がい者支援施設等物価高騰対策事業補助金として入所定員 1 人当たり 6,000 円を 5 人分、それから通所定員 1 人当たり 3,000 円を 70 人分、1 事業所当たり 4 万 8,000 円を 1 事業所分を見込み、合計で 28 万 8,000 円を追加するものでございます。

6 目介護保険費につきましても、県との協調事業で介護保険施設等を支援する事業分を計上しておりまして、まず 10 節需用費につきましては、事務用品等の購入費として消耗品費 2 万 6,000 円を追加するものでございます。

11 節役務費のうち通信運搬費につきましては、確認書等の郵送代として 3,000 円、手数料につきましては、口座振込手数料として 3,000 円、合わせて 6,000 円を追加するものでございます。

18 節負担金補助及び交付金につきましては、介護保険施設物価高騰対策事業補助金

として入所定員 1 人当たり 9,000 円を 241 人分、通所定員 1 人当たり 3,000 円を 61 人分、1 事業所当たり 4 万 8,000 円を 6 事業所分を見込み、合計で 264 万円を追加するものでございます。

説明は以上でございますが、何とぞよろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。終わります。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第 97 号について質疑を行います。質疑ありませんか。8 番見上政子さん。

○8 番（見上政子さん） 少し聞きたいと思います。

障がい者の物価高騰で 1 事業でありますけれども、虹のいえなのか、それとも就労支援 A 型の施設なのか、その区分けと、それから介護保険の 6 事業所、これは特養ではなくてグループホームに 6 事業になるんでしょうか。そこら辺ちょっと教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの 8 番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

前段でありました障がい者支援施設等の対象施設の件の確認だと思いますけども、障がい者の入所施設はグループホーム、それで障がい者通所施設については、さくら園、ハッピーマッシュ、ハッピーマッシュ第 2 事業所。訪問相談系の施設につきましては、秋田虹の会という形になります。

実際にはですね、入所施設については先ほど副町長からご説明あったとおり 6,000 円、通所施設については 3,000 円という単価で定員に合わせて支給する予定になっております。

続いて 6 目の介護保険の施設に対する事業につきましては、入所施設が特別養護老人ホーム海光苑、松波苑、松波苑ユニット、軽費老人ホーム、合わせてグループホーム、こちらにつきましては、グループホーム花梨、ふる里、松峰園、水沢の里、親孝の里、合わせて海光苑ショートステイ、松波苑ショートステイの全ての入所施設の定員枠という形の定員になります。241 名。

続いて通所系の方ですけども、こちらは特養施設の海光苑、松波苑、松峰園、グループホーム松峰園、こちらの通所定員枠が 61 名分。

訪問系になりますと 6 件、町の社会福祉協議会、訪問介護季の庭、訪問介護サービスおだやか、介護松波苑居宅介護支援事業所、社会福祉協議会居宅事業所、水沢居宅支援

事業所、以上6件という形での回答となります。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） ちょっと聞いただけではちょっと分かりませんので、この資料をちょっと出してもらいたいと思います。

それと、八峰町からほかの施設に、能代に通ったりとか施設に通ってる人たちもいるんですけども、これはあくまでも八峰町に通所している他市町村からの人たちもハッピーマッシュとかかなりいるんですけど、それも全部合わせてっていうことなんですね。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

こちらの事業は、先ほど来ご説明ありましたとおり県と一緒にやる事業でございます。市町村に所在している事業所に対する光熱水並びに食料費の物価高騰部分に対する補填、支援する給付金となります。ですので、八峰町内に事業所がございます施設の運営費の部分で、それぞれの定員に合わせて支給するという事業でございますので、利用者がこちらの住民もしくは能代市からこちらの施設を使っている住民という形ではなくて、あくまで所在市町村の登録事業所の登録定員ということで支援する事業でございますので、ご理解いただければと思います。

回答は以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 低所得者支援のところで125世帯と説明資料の中にあるんですが、説明で130世帯って私さっき聞いたんですがね、これ変動があるんでしょうか。

それと、この該当者が既に決まっているのであれば、この基準の日というのはいつなんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。田村副町長。

○副町長（田村 正君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

説明の中で130世帯というのは、ここの低所得者の部分の125世帯と、次の家計のそうなんです、その5世帯と合わせての130世帯、予算の方では、そういう措置をしているということでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに。

○副町長（田村 正君） すいませんでした。基準日は12月1日というふうになってございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） 関連しますけども、この3番の家計急変世帯の把握、把握方法ですね。5世帯見てますが、その方法をお知らせいただきたい。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの6番議員の質問に対し、答弁を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） ただいまの菊地議員のご質問にお答えいたします。

こちらは住民税というものは6月1日の算定基準で賦課されますので、1月1日に住所があるところで税が算定されて、その後、住民税は6月1日の基準日によって八峰町から納付書が交付されます。1月2日から、今、副町長から説明あった12月1日までの住民異動等で転出入された方並びに実際に転入されて前住所地で課税されている所得が分からない方がございますので、その方と、併せて生活、まあこのコロナ禍でですね失業等が想定されて、実際に完全に収入が途絶えたとかっていう形で、令和6年度が非課税相当と認められるような収入要件が見込まれる人から申請をしていただくという形でご案内を差し上げます。ですので、あくまでもこれは想定の数値ですので、確定的なものではございません。で、まあ当然失業等ですので、国民健康保険等に参加されてくる方々もしくは雇用保険を受給されてる方々が対象となりますので、そういった方々にご案内は差し上げるつもりでおります。

回答は以上となります。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第97号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第97号は原案のとおり

可決されました。

日程第4、発議第11号、安全・安心の医療・介護実現のために人員増と処遇改善を求める意見書を議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。

朗読、質疑を終略し、討論を行います。討論ありませんか。11番山本優人君。

○11番(山本優人君) 私は、この発議に反対いたします。

はじめに、医師、看護師等の増員でありますけども、そもそも資格者そのものが不足しているのに増員すればいいということは、なかなか無理な話を要求しているということ。

それから、この後段にあります労働者の賃金を支援するということは、上げれということではありますが、一方で給料を上げ、最後に患者・利用者負担を軽減するということ、相矛盾すること書いてあります。給料を上げるということはですね、自らの医療費の高騰を招くということに繋がるわけでありまして、むしろ利用者の負担が増えるわけありますから、この点について私は矛盾するという意見書については反対いたします。

○議長(皆川鉄也君) ほかに討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番(見上政子さん) 賛成討論を行います。

先ほど反対討論の中で、給料を上げれば利用負担が増える、これはとんでもない話です。これをならないためにも、国の方で支援していかなければならない。給料を上げて私たちの負担が増えるというのであれば、大変な世の中になってしまいます。これが福祉の仕事だと思います。

命を守る医療制度のケア労働者の賃金は、政府が介護処遇評価書を行って少しはアップされました。しかしこれは、アップされたのは看護師が35%であるために、医療全体が非常にこの団結力が弱くなって、賃金に格差ができたということでもあります。で、やはり施設全体のケア労働者のアップをやっていかないといけない。まあそのケア労働者のほとんどは女性であって、低賃金で働かざるを得ないという状態になっています。

介護施設では二交代制がほとんどで87%です。また、16時間勤務、二交代制の16時

間勤務っていうのが78.8%。これは本当に法律で決めなければならないと思います。公の機関であっても16時間働いて二交代制、これは非常に厳しくてつらい仕事であったということを公の男性から、働いていた人たちから聞きました。そのためには、何かあった時にはもう近くに人たち、看護師とかいろんな人たちも待機して、何かあったらすぐ駆けつけるようなそういう体制になってると言いますが、それでは本当に安心して働くことができません。そのためにも法でしっかりこのことを規制していかなければならないと思います。

報酬を値上げ、介護保険の診療報酬を引き上げてと同時に患者・利用者の負担を軽減すべきです。

地方から国へ物申す、このいい機会を利用して是非議会でも要望をしていくべきであります。賛成いたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより発議第11号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第5、常任委員会の閉会中の継続審査について議題とします。

総務民生常任委員会委員長及び教育産業建設常任委員会委員長から、付託中の陳情第6号から陳情第9号について、八峰町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次回議会定例会までに審査し、報告をお願いします。

日程第6、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、八峰町議会会議規則第74条の規定により、次期議会会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第7、常任委員会の閉会中の所管事項の調査についてを議題とします。

各常任委員長から、八峰町議会委員会条例第2条に規定する所管事項について、八峰町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって令和5年12月八峰町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

午前11時36分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也

同 署名議員 7 番 腰 山 良 悦

同 署名議員 9 番 須 藤 正 人

同 署名議員 10 番 門 脇 直 樹